

第 7 回成年後見制度利用促進専門家会議資料 1 - 3  
「中間検証報告書を踏まえた取組の進捗状況について  
～家庭裁判所における取組を中心に～」補足説明

1 成年後見関係事件の概況について（資料 P 2）

平成 30 年度から令和 2 年度までの、成年後見関係事件の利用者数、申立ての件数及び申立人と本人との関係について示したグラフである。

全体的に引き続き増加傾向にあるところ、特徴的なのは次の 2 点である。

① 申立ての件数

保佐開始及び補助開始事件の申立件数が、対前年比においてそれぞれ約 11.6%、約 30.7%と大きく増加。

② 申立人と本人との関係

親族による申立てが減少傾向にあるのに対し、本人や市区町村長による申立件数が増加している。特に、市区町村長申立てについては、対前年比において 12.5%増加し、申立件数全体の 23.9%を占めている。

なお、この増加の原因については、裁判所では申立てに至る経緯や背景事情などを十分に把握していないため、詳細な分析は困難であるが、各地において中核機関などの広報・相談機能が充実し、支援が必要な方を制度利用に繋げる環境が整いつつあることの一つの表れであることが考えられる。

2 後見人等による不正について（資料 P 3）

平成 23 年度から令和 2 年度までの、不正の件数及び被害額の推移について示したグラフである。

令和 2 年の不正事例の件数は 186 件、被害額は約 7 億 9 千万円であり、いずれも前年を下回っている。後見人等の不正事例は平成 26 年をピークに件数及び被害総額ともに一貫して減少している。

不正事例の多くは親族の後見人等によるものであるが、家庭裁判所では、親族後見人等に対し、ハンドブックや DVD を用いて後見人等の事務の内容や留意事項等を理解していただくためのガイダンスを実施したり、後見制度支援信託や支援預貯金の活用を促すなど、不正防止に向けて様々な取組を行っている。不正事例の減少は、こういった一連の取組が一定の効果を挙げていることを示すものと考えられる。

### 3 適切な後見人等の選任及び交代の運用の推進について（資料P4）

後見等開始事件における親族後見人等の選任割合、及び、親族が後見人等候補者として後見等開始事件の申立書に記載されている事案の割合を示したものである。

これによると、令和2年において、

- ① 親族が後見人等に選任された事案（※）の割合は約21%
- ② 親族が後見人等候補者となっている事案の割合は約23.6%

となっており、そもそも親族が後見人等の候補者となっている事案自体が少ないが、そのような事案では多くの場合においてその候補者が後見人等に選任されているという実情が窺われる。

各家庭裁判所では、基本計画や中間検証報告書における指摘及びその背景にある問題意識を認識・共有し、具体的な事案の判断に臨んでいるものと承知している。

※ 「親族が後見人等に選任された事案」の数は、当局の実情調査の項目上、選任された成年後見人等が、「親」、「子」、「兄弟姉妹」、「甥・姪」、「おじ・おば」、「いとこ」、「配偶者」及び「その他親族」の類型に該当した数を集計した数値によっている。異なる類型に属する複数の親族後見人等が選任される例は稀であることから、上記数値は「親族が後見人等に選任された事件」の数とほぼ近似するが、厳密には異なる数値となり得る。この点を明らかにする趣旨で、今般、令和2年分につき、改めてこの点につき調査確認したところ、令和2年において、類型の如何にかかわらず、親族が後見人等として選任された事件の数が、後見等開始事件に占める割合は20.8%であった。

### 4 「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」の公表について（資料P5）

「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」の公表までの経過の説明、及びガイドライン公表に関連した裁判所での対応についての説明である。

家庭裁判所においても、親族の後見人等からの問合せへの適切な対応等のためには、家庭裁判所の職員においてガイドラインの内容を正しく理解しておく必要があることから、資料にも記載のとおり、最高裁判所において各家庭裁判所に必

要な情報提供をするほか、各家庭裁判所の職員が厚生労働省主催の意思決定支援研修を傍聴するなどの取組を行っている。

意思決定支援を踏まえた後見事務が広く実践され、実務に定着することが望ましいと考えられることから、裁判所としても、引き続き必要な対応を行いたいと考えている。

以上

# 中間検証報告書を踏まえた 取組の進捗状況について

～家庭裁判所における取組を中心に～

令和3年3月

最高裁判所事務総局家庭局

# 成年後見関係事件の概況

※「成年後見関係事件」には、成年後見、保佐、補助、任意後見の各事件が含まれる。  
 いずれも当局実情調査の結果に基づく概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。

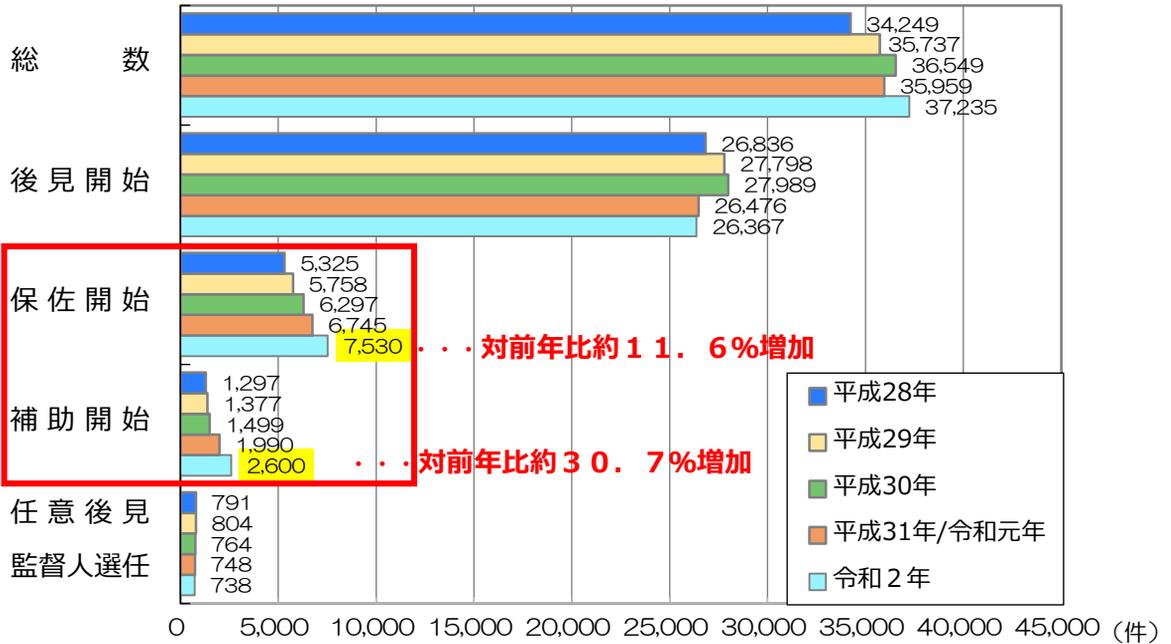
## 利用者数

※各年12月末日時点における成年後見関係事件の利用者数

	利用者数	対前年比
平成30年	218,142人	3.7%増
平成31年／令和元年	224,442人	2.9%増
令和2年	232,287人	3.5%増

増加傾向

## 申立ての件数



## 申立人と本人との関係



- ・ 保佐・補助の申立ての増加
- ・ 本人や市区町村長による申立ての増加

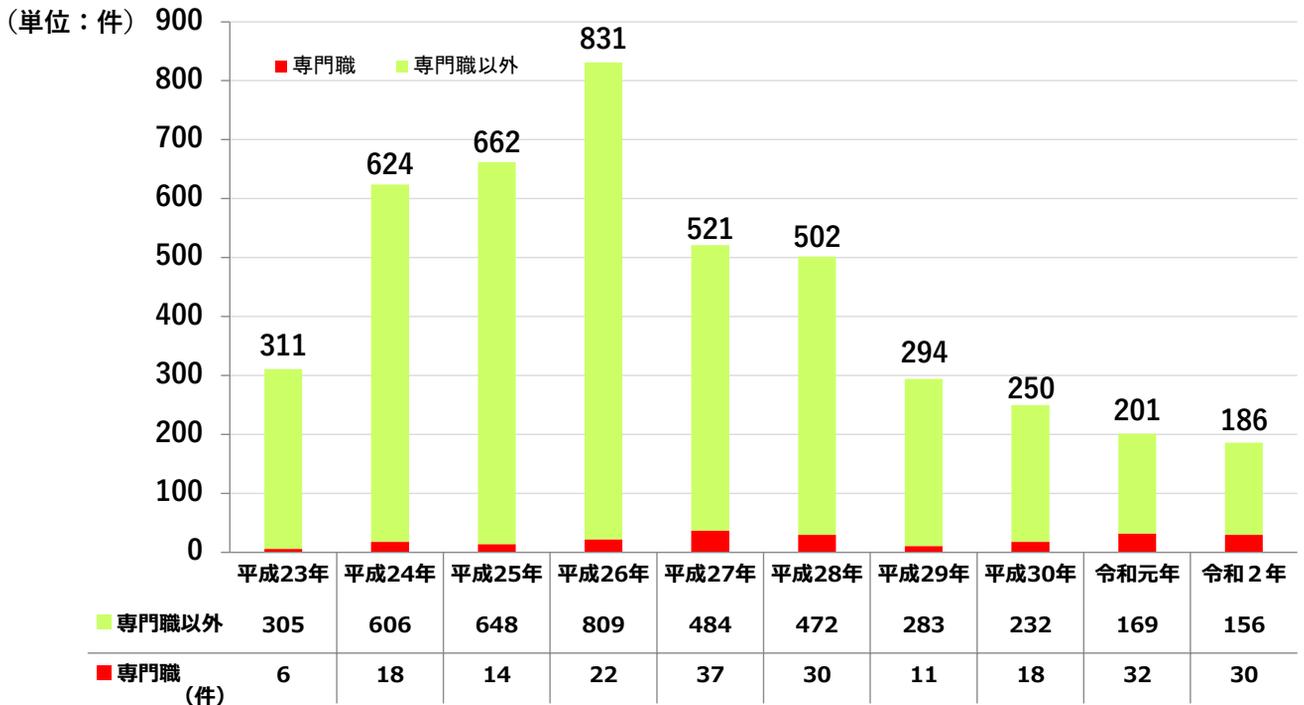
中核機関等の広報・相談機能の充実など

支援を必要とする方を制度利用に繋げる環境が整いつつあると考えられる

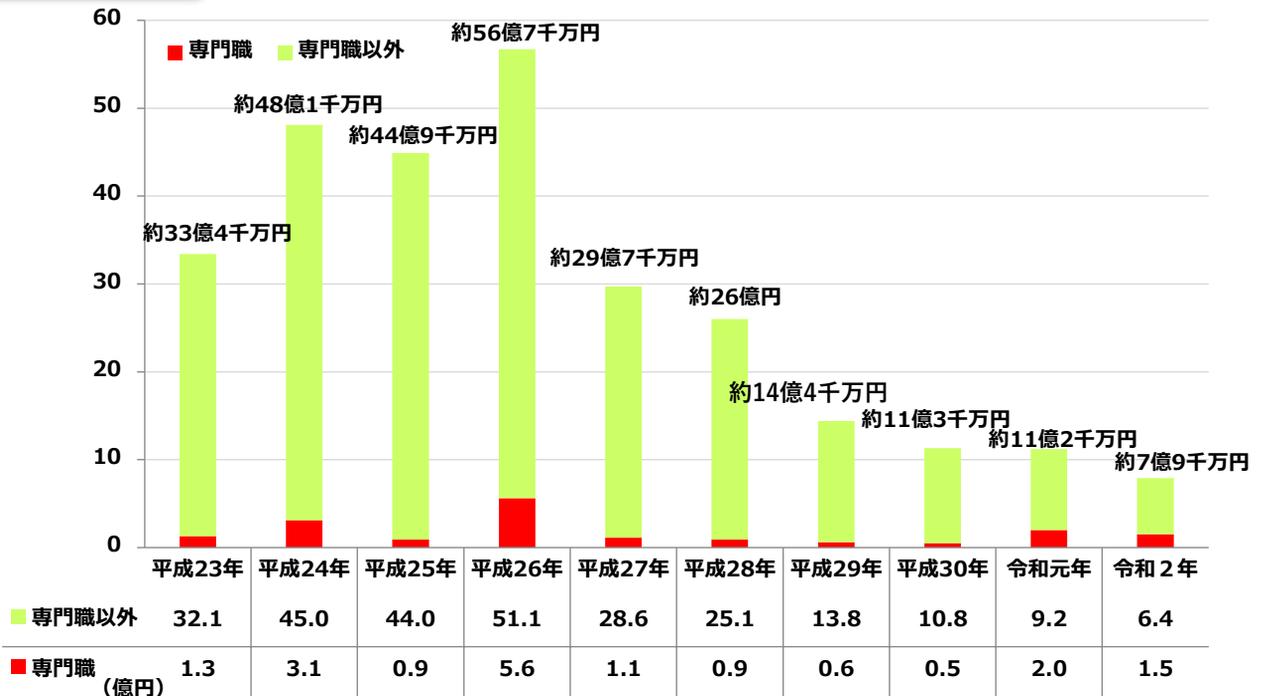
# 後見人等による不正について

※各年の1月から12月までの間に家庭裁判所から不正事例に対する一連の対応を終えたものとして報告された数値であり、不正行為そのものが当該年に行われたものではない。  
いずれも当局実情調査の結果に基づく概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。

## 不正の件数



## 被害額



平成26年をピークに不正の件数・被害総額はいずれも減少を続けている

親族後見人に対するガイダンスや後見制度支援信託・預貯金の活用など  
不正防止に向けた裁判所の一連の取組が一定の効果を上げていると考えられる

# 適切な後見人等の選任及び交代の運用の推進について

## 適切な後見人等の選任・交代の推進

「身上保護の観点も重視すると、**親族等の候補者がいる場合は**、選任の適否を検討し、本人のニーズ・課題に対応できると考えられるときは、**その候補者を選任することが望ましい。**」

(「成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書」6頁)

### 親族後見人の 選任割合

各年に後見，保佐及び補助が開始された事件のうち  
**親族が後見人等に選任された事案**の割合

平成29年	28.3%
平成30年	24.9%
令和元年	23.3%
<b>令和2年</b>	<b>21.0%</b>

### 親族の候補者 がいる事案

令和2年2月から12月までに終局した後見，保佐及び補助の開始申立事件のうち、**親族が後見人等の候補者として申立書に記載されている事案**の割合

※調査開始時期：令和2年2月

令和2年2月～12月(11か月間)の平均  
**23.6%**

**親族が候補者となっている事案自体が少ないが、そのような事案では多くの場合、当該候補者が後見人等に選任されている**

親族間で対立がある事案など、親族の候補者を選任することが相当でない事情が認められない限り、当該候補者が後見人等に選任されていると考えられる

### 市区町村長 申立て

終局事件全体に占める市区町村長申立ての割合



市区町村長申立てが増加  
= 申立てに協力する親族がいない方が増えている

親族が候補者となる事案は今後更なる減少も予想される  
= 親族以外の第三者を後見人等に選任する事案が今後更に増加する可能性

**専門職のみならず幅広い担い手の確保が必要**

# 「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」※の公表について

※意思決定支援ワーキング・グループ（最高裁判所，厚生労働省，日本弁護士連合会，成年後見センター・リーガルサポート，日本社会福祉士会で構成）において作成

## 公表までの経過

### 令和元年5月

意思決定支援ワーキング・グループを結成，ガイドラインの策定に向けた検討を開始

### 令和2年2月

当事者の立場を代表する団体を対象としたヒアリングを実施

### 令和2年5月

意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドラインの「基本的な考え方」を公表  
1か月間の意見募集

### 令和2年10月30日

「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」を公表※

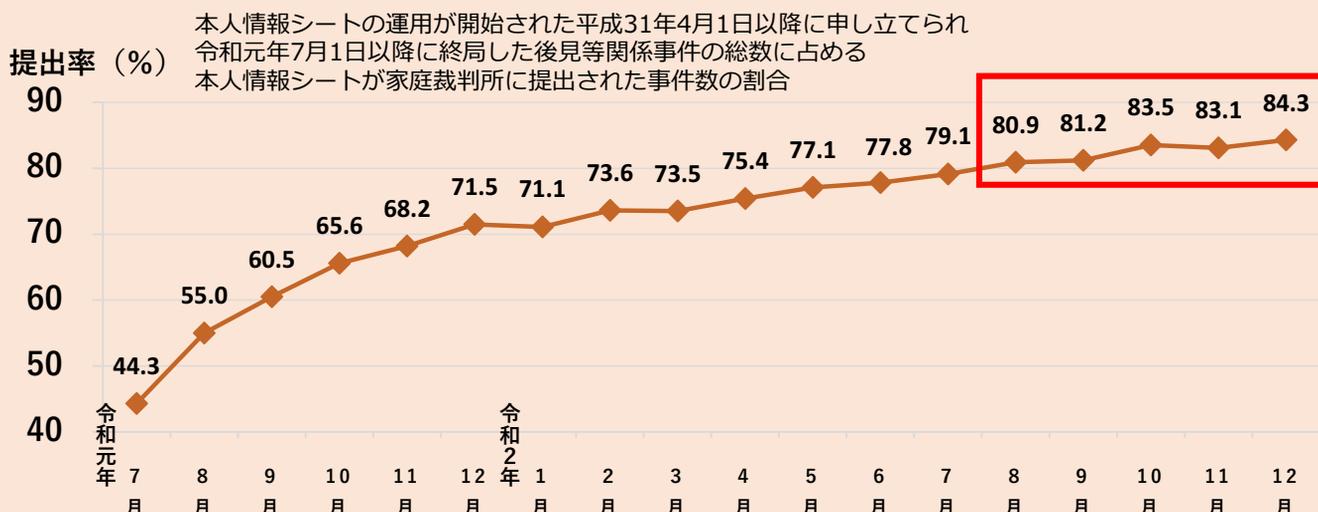
（※ワーキング・グループ構成の各機関ないし団体のウェブサイト上）

## ガイドライン公表に関連した裁判所での対応

- ◆ ワーキング・グループにおける検討状況やヒアリング結果等を各家裁へ情報提供
- ◆ 完成したガイドラインを各家裁に送付。内容について周知し，理解を促す
- ◆ 厚生労働省主催の意思決定支援研修の日程を各家裁に周知  
各家裁の裁判官・書記官・家庭裁判所調査官等が同研修を傍聴
- ◆ 令和3年1～2月に開催された協議会においてガイドラインの内容を改めて紹介  
意思決定支援の側面を踏まえた監督の在り方等について意見交換

## 本人情報シートが提出された事件数に関する調査結果について

### 本人情報シートが提出された事件数の割合



調査開始以降，提出率は上昇を続け，令和2年8月以降 **80%以上の高い提出率で推移**

**全国的に本人情報シートの活用が進み，実務に定着しつつある**

# 後見監督人の報酬算定の大枠の考え方

※あくまでも暫定的なものであり、今後更に各家庭裁判所での検討が進む中で修正や変更がされる可能性がある。

## 報酬算定の基本的な考え方

※ 基本的な考え方のイメージは次頁のとおり

- ・後見監督人が実際に行った事務の内容や負担などを考慮して報酬を算定する
- ・後見監督人がその事案で必要な事務を行わなかった場合には報酬を減額する

## 監督事務の分類

後見監督人の事務を、内容により次の2種類に分けて考える

- ①**基本的監督事務**…全ての事案において必ず行うことが想定されている事務  
報告事務とそれ以外の事務に分けられる
- ②**付加的監督事務**…事案ごとに必要に応じて行うことが想定されている事務

## 基本的監督事務に対する報酬の算定

就任時・継続中・終了時それぞれの段階において、報告事務とそれ以外の事務をそれぞれひとまとまりとして評価し報酬を算定

- ※ 基本的監督事務に含まれる個々の事務は、それぞれの段階で後見監督人が果たすべき役割に向けて、相互に関連し、総合的に行われるもの  
→ 事務全体を総合的にみて報酬を算定することが合理的

## 付加的監督事務に対する報酬の算定

個別の事務ごとに事務の内容や負担などを考慮して報酬を算定

- ※ 付加的監督事務は、個別の事務ごとに内容や負担の程度が異なる  
→ 事務ごとに報酬を算定することが合理的

## 後見監督人に期待される役割

基本計画：中核機関等が行う親族後見人への支援の重要性を指摘

### 基本計画が想定する中核機関等による後見人支援が期待できない場合

- 支援の必要性が認められる事案では、過渡期における運用上の工夫として専門職の後見監督人を選任し、親族後見人を支援することが考えられる

後見監督人に期待される主要な役割に応じて、大きく次の3つのパターンに分けられる

- ①**定期確認型** …後見人による不適切な事務や不正を防止することが主要な役割
- ②**個別課題支援型**…定期確認型の役割に加え、後見事務上の個別の課題について重点的に指導・助言・相談対応を行う
- ③**総合支援型** …後見人が概ね問題なく一通りの事務を行うことができるよう後見事務全般について総合的な支援を行うことが主要な役割  
(個別の課題がある場合はその指導・助言・相談対応も行う)

### 総合支援型の特徴

- ・期間を限定して後見監督人が集中的に関与
- ・後見人からの報告・相談を待って対応するのではなく、積極的・能動的に指導・助言を行う
- ・財産管理だけでなく身上保護・意思決定支援についても指導・助言を行う

# 後見監督人の報酬算定の大枠の考え方（イメージ）

## 後見監督人就任

※ 後見監督人が行う主要な事務  
 基本的監督事務 はひとまとまりとして評価し  
 付加的監督事務 は事務ごとに評価する

※ 赤字は総合支援型の後見監督人に期待される「積極的・能動的な支援」の役割による事務

### 就任時の事務

- 基本的監督事務  
 報告以外
- ・後見人・本人との面談
  - ・財産調査、財産目録作成への立会い
  - ・収支予定表の確認
  - ・監督事務上の課題の把握
  - ・監督事務の方針の策定 など

- ・後見人の職責等（財産管理・身上保護(本人の意思の尊重や意思決定支援を含む))についての説明
- ・財産目録・収支予定表の作成指導・助言・相談対応 など

### 初回報告

- 基本的監督事務  
 報告
- ・後見事務報告書（初回）の確認
  - ・監督事務報告書の作成・提出

- ・後見事務報告書（初回）の作成指導・助言・相談対応

### 継続中の事務

- 基本的監督事務  
 報告以外
- ・後見事務上の課題の把握
  - ・後見人・本人との面談
  - ・本人の支援者との連携
  - ・監督事務の方針の策定 など

- ・基本的事務全般（財産管理・身上保護(本人の意思の尊重や意思決定支援を含む))について指導・助言・相談対応
- ・後見事務の方針策定の指導・助言・相談対応 など

- 付加的監督事務
- 必要に応じて
- ・営業や不動産売買等についての同意
  - ・後見人の選任・解任請求
  - ・急迫の事情がある場合の必要な処分
  - ・利益相反行為についての代理権行使
  - ・次のような個別の課題に対する指導・助言・相談対応
    - ・後見制度支援信託・預貯金の利用検討
    - ・単純でない遺産分割協議
    - ・施設入所の検討 など

※ 青字は個別課題支援型の後見監督人が重点的に行う事務

- 基本的監督事務  
 報告
- ・後見事務報告書（定期）の確認
  - ・監督事務報告書の作成・提出

- ・後見事務報告書（定期）の作成指導・助言・相談対応
- ・監督人辞任の是非等について意見提出 など

### 定期報告

- 基本的監督事務  
 報告以外
- ・管理計算の確認
  - ・相続人への財産の引継ぎ確認 など

- 付加的監督事務
- 必要に応じて
- ・火葬・埋葬の契約や相続人調査についての指導・助言等
  - ・相続財産管理人選任申立て等の指導・助言等 など

- 基本的監督事務  
 報告
- ・後見事務報告書（最終）の確認
  - ・監督事務報告書の作成・提出

### 終了事由発生

### 終了時の事務

### 最終報告